

## 西郷村 AI デマンド交通システム実証導入事業 仕様書

本仕様書は、西郷村 AI デマンド交通システム実証導入事業について、必要な事項を定めたものである。

### 1. 事業の名称

西郷村 AI デマンド交通システム実証導入事業

### 2. 業務の目的

令和 8 年 3 月に策定した本村（以下「本村」という。）の地域公共交通のマスタープランである「西郷村地域公共交通計画」に基づき、本村にとって持続可能かつ有効な公共交通網の構築及び地域の実情に応じた新たな交通サービスの実現のため、AI デマンド交通を導入する。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 運行内容

##### ① 運行開始時期

令和 9 年 4 月からの本格運行を想定し、令和 9 年 1 月から実証運行を開始すること。

なお、別途協議により実証運行の開始時期を変更する場合がある。

##### ② 運行区域

(ア) 西郷村全域および白河市の一部

(イ) 詳細は別紙①「運行区域図」のとおり

##### ③ 乗降ポイント

(ア) 運行区域内の乗降ポイントから乗降ポイントまでの予約が可能であること。

(イ) 乗降ポイントは運行区域内において約 200 箇所程度設置できること。また、それとは別に利用者が本村内に自宅（住所）を有する場合は、そこからの乗降も可能とすること。

#### (2) 業務内容

##### ① 業務内容

(ア) AI デマンド交通運行システム（以下「デマンド配車システム」という。）の構築に関すること。

(イ) その他別に定める AI デマンド交通の運行に必要な業務に関すること。

##### ② 設計・協議

(ア) 本村と綿密な打ち合わせを行い、使用者に配慮した設計とすること。

(イ) 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。

③ 運行システム構築業務

(ア) AI デマンド交通の配車に係る、本仕様書に示す要求水準及び別紙②「要件一覧」に沿ったシステムを構築し、運営・保守を行うこと。

④ 利用方法の説明・指導

(ア) 本村担当者への説明・指導

(イ) 運行事業者への説明・指導

(ウ) 住民説明会における説明・指導に係る相談・支援

⑤ 保守・運用

(ア) 本村及び運行事業者からの問い合わせの受付を行い、問い合わせに対して真摯に対応すること。ただし、緊急時においては、この限りではない。

(イ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じること。

また、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、本村に随時報告すること。

⑥ プロジェクトマネジメント

(ア) 業務進捗管理

契約後から運行開始までの間、本村と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

(イ) 地域合意形成に向けた支援

地域住民や地元交通事業者、関係各所（地方運輸局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。

(ウ) 交通事業者による運行体制構築に向けた支援

運行業務を担う交通事業者への業務委託において、業務委託の内容の準備等に関し、相談・支援を行う。

(エ) 利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施に当たり、委託業務範囲に係る企画の立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。

(オ) その他事業運営に関わる支援

事業運営組織に対して、デマンド交通事業運営全体に対する助言・支援を同事業の自主運営実績・他自治体での本格運行（実証を除く）支援実績等に基づき、相談・支援を行うこと。

(カ) 運行開始後の定着・改善支援

運行開始後、利用データの実績集計・分析を毎月実施・報告し、運行体制の改善について、相談、支援を行うこと。

⑦ 有人電話受付予約センターの設置

(ア) 1日あたり約40人の電話受付を想定し、対応できる体制の構築・運営を行うこと。

(イ) 平日午前9:00から17:00まで電話を受け付けること。

(ウ) 利用者の予約受付の他に、利用者の新規登録受付も行うこと。

⑧ その他運行開始準備業務

(ア) ドライバー用タブレット

運行に必要な乗務員用タブレット等の備品については、受託者が手配し貸与すること。

なお、故障時の補償・通信費についても受託者が行う。

4 台分（予備含め 4 台分の補償・3 台分の通信費含む）

(イ) 乗降拠点制作費

乗降ポイントの内、本村が指定する主要乗降ポイント 5 箇所に設置する乗降拠点（簡易バス停のような停留所サイン）のデザイン提案及び制作・設置を行うこと。なお、指定 5 箇所以外の乗降ポイントの停留所サインの制作は不要。

(ウ) パンフレット制作・印刷費

運行概要、利用方法、停留所マップを含むパンフレットの制作・印刷を行うこと（A4 仕上がり表裏折り畳み、利用方法・乗降場所マップ含む）。

なお、印刷部数は 7,000 部とし、本村において修正及び増刷を可能とするため、編集可能なデータフォーマット（Adobe InDesign 等）で納品すること。

(エ) キャッシュレス決済端末費

車両台数 3 台分の調達・設置を行うこと。

(オ) 運行車両のラッピング

車両台数 3 台分に対して、契約者が保有・提案するデザイン（フルラッピング）を基に、本村と協議・決定の上、施工すること。なお、車両の調達については本村が行い、令和 8 年 10 月 31 日までに受託者に引き渡す。

(3) システム概要

① デマンド配車システムは、効率的な運行ルートを作成、運行をサポートする目的で、以下（5）及び別紙②「要件一覧（AI オンデマンド交通システム）」をすべて満たす「デマンド配車システム」、「ユーザーアプリ」、「ドライバーアプリ」、「管理用 WEB ページ」の機能をクラウド型システムにて構成されること。

② ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も具備すること。

(4) システムの提供範囲

① 本村が指定するエリアにおいて、3 台の車両がデマンド運行を行う体制とする。

② 各車両は乗り合いで運行されるものとし、本村が指定するエリア内の乗降ポイント及び自宅にて乗降可能とする。

③ 運行事業者は、本村が別途事業者と協議の上、用意することを想定する。

(5) システムに関わる要件

① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（デマンド配車システム）

- (ア) AI を活用した効率的な自動配車、自動ルート生成が可能であること。
- (イ) 乗車予約関連の操作に特化した専用スマートフォンアプリまたは同様の機能を備えた WEB からの予約のいずれかが可能であること。
- (ウ) 利用者からの予約（電話・アプリ・WEB・LINE）を受け付け、運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- (エ) 電話での予約を受け付ける際に、オペレーターによる管理用 WEB への手動登録ができること。
- (オ) 予約締切時間を任意に指定することができること。
- (カ) 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応し、国内での実績を有すること。  
なお「即時予約」とは、利用者が乗車を希望する時点において、予約受付が特定の時間以前（例：乗車 30 分前等）に限定されることなく、乗車直前の予約を含めて受付可能であり、配車条件が合致した場合に、速やかに配車・乗車が成立し得る予約方式を指し、予約受付を「乗車〇分前まで」に限定する方式のみで運用されるシステムは、本定義における即時予約には該当しない。
- (キ) 予約時に AI が算出し利用者に案内した配車予想時刻と実際の待ち時間の実績のズレなどを、配車効率や運用課題等を踏まえて修正・調整可能なシステムであること。
- (ク) 「自由経路ミーティングポイント型（バス停ストップ型）」、「自由経路ドアツードア型」「自由経路ミーティングポイント&ドアツードアのハイブリッド型」の対応が可能であること。
- (ケ) 時間帯によって、運行範囲・乗降場所の変更ができることが望ましい。
- (コ) 運行範囲及び商業施設敷地内経路・通行不可道路の設定が可能であること。
- (サ) 車椅子等を利用するユーザーに対し、自動の乗降時間延長・乗降拠点の制限などをはじめとした、特別ロジックによる配車が可能であること。なお、システムで機能実装できない場合は、運用において代替手段を提案できること。

## ② 運賃・支払いに関する機能

- (ア) エリア別（距離別）の運賃設定の他に距離別の運賃設定ができること。なお、具体的な要件は本村と協議の上、運用方法を含めて検討する。
- (イ) 電話予約とアプリ予約で異なった運賃を設定しての運用が可能であること。
- (ウ) クレジットカードや交通系 IC カード決済等のキャッシュレス決済サービスと連携できること。
- (エ) 決済において「大人、子ども、高齢者、その他」等の区分毎に運賃を設定できること。
- (オ) システム上でデジタルクーポン・定期券（サブスク）などの発行・運用が可能であり、またユーザーはアプリ上で購入できる機能を有すること。
- (カ) 運賃の事前決済（デジタルチケット）が可能であること。
- (キ) クーポンコードの発行等により、運賃の割引（デジタルインセンティブ）が可能であること。

## ③ ユーザーアプリ（ネイティブアプリ又はウェブアプリ）

- (ク) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降ポイントの案内、車両位置情報の確認ができること。
- (ケ) 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- (コ) ネイティブアプリの場合は、iOS と Android 双方に対応すること。

(サ) ウェブアプリの場合は、主要ブラウザに対応すること。

④ LINE との連携による機能提供

(ア) 本村の公式 LINE から、LINE ミニアプリまたは LINE 内ブラウザにより予約機能を起動できること。

(イ) LINE ミニアプリまたは LINE 内ブラウザ内で登録・予約が完結すること。

(ウ) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降ポイントの案内ができること。

(エ) 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。

(オ) iOS と Android 双方に対応すること。

⑤ ドライバーアプリ

(ア) ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートの表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。

(イ) 利用者に関する情報を備考欄等にメモとして記録できる機能を有すること。

(ウ) 利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有していること。

(エ) インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。

(オ) ドライバーアプリは iOS 又は Android いずれかに対応すること。

⑥ 運行管理機能（管理用 WEB）

(ア) 管理用 WEB は指定の URL にアクセスすることで利用可能とすること。

(イ) 車両予約

管理用 WEB にて運行車両の予約状況・位置情報を確認できること。

(ウ) 利用者の情報

管理用 WEB にて利用者情報を登録、修正、削除できること。

(エ) 利用者予約

管理用 WEB にて利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録、修正、削除できること。

(オ) 車両管理

管理用 WEB にて運行する車両を登録、修正、削除できること。また、運行により取得する乗降データを無料で出力できること。

(カ) 運行管理

異常発生時に管理用 WEB にて新規の予約受付停止ができること。また、過去の運行記録について確認ができること。

(キ) ドライバーシフト登録

運行事業者や運行管理社が、管理用 WEB にてドライバーの運転シフト（運転、休憩）を随時・自由に、登録、修正、削除ができること。

(ク) 運行実績データ

利用実績（日別・時間帯別等）を随時確認できること。

利用実績（1件明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）を無料でCSV等のファイル形式でダウンロードすることが管理者権限で制約なく実施できること。

#### ⑦ 操作研修

(ア) 研修計画を作成し、事前に本村の承認を得ること。

(イ) 村や運行事業者等を対象とした操作研修会を実施すること。

(ウ) 研修会の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。

(エ) 研修会で使用するテキストは受託者が準備すること。

(オ) 研修会場、使用するクライアント端末、プロジェクト及びスクリーンは本村が準備するものとする。ただし、研修内容に応じて本村と十分に協議を行うものとする。

(カ) 必要に応じ、オンライン研修、動画配信による研修などの提案があること。

#### ⑧ その他の提案

本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は構築の目的や基本方針等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

#### ⑨ 納品物

(ア) プロジェクト計画書

(イ) サービス説明書

(ウ) サービス利用規約

(エ) システム設定書

(オ) 保守・運用体制

(カ) ユーザーアプリマニュアル

(キ) ドライバーアプリマニュアル

(ク) 管理用WEBマニュアル

(ケ) デジタルチケットの運用マニュアル

(コ) その他

#### (6) システムの拡張性

① 鉄道や路線バス等の他交通機関との乗り継ぎを考慮した設定が可能であること。

② MaaS アプリ等へのAPI連携が可能であること。

#### (7) その他

① デジタルチケットの機能提供については、地方におけるスタートアップ企業の活躍の機会を積極的に増やす観点から、次の要件を満たすスタートアップ企業が提供するシステム又はサービスの活用が可能であること。なお、本事業の契約者がスタートアップに該当する場合は、この限りではない。

- (ア) 新しい技術やアイデアをもとに、地域の課題解決に主体的に取り組める企業であること
- (イ) 未上場かつ創業から 15 年以内であること
- (ウ) 申請時にプロダクト（サービスを含む）を市場に提供しており、実装できること
- (エ) 『発行済株式の総数の 1/2 超を単一の「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の 2/3 以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業』に該当しないこと  
(※対象外企業：常時雇用する従業員数が 500 人以上の企業)

## 5. 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払いについては、契約前に本村と受託者にて別途協議を行い決定するものとする。

## 6. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、本村個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

## 7. その他の事項

- (1) 発注者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (2) この仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。

## 8. 事務担当

西郷村 産業建設部 地域振興課 地域づくりグループ  
電 話 0248-25-2910  
F A X 0248-25-2689  
メール chiiki-gp@vill.nishigo.lg.jp